

排水管理に関わる法律・条例

このコンテンツ について

「排水管理PDCAサイクル」で推奨している実施事項「排水に関する法規等の取りまとめ」に関連して、一覧表の作成ステップ等をご紹介します。環境管理等のご担当者の方にご活用頂くことを想定し制作しています。

<免責事項>

排水管理の法的責任は排出事業者へ課せられます。

実際の業務では、お客様ご自身による法令原文の確認や、行政・自治体へのお問合せ等によりご対応ください。

2021年9月時点の情報を記載しています。

1. 環境管理等のご担当者の方へ	3
2. 一覧表について	4
3. 一覧表の最新化	5
4-1. 一覧表の作成	6
4-2. 一覧表の作成例	7
参考① 水質汚濁防止法 概要と簡易適用チェック	8
参考② 公害防止管理者法 概要と簡易適用チェック	9
参考③ 湖沼水質保全特別措置法 概要と簡易適用チェック	10
参考④ 瀬戸内海環境保全特別措置法 概要と簡易適用チェック	11
参考⑤ 下水道法 概要と簡易適用チェック	12
参考⑥ 浄化槽法 概要と簡易適用チェック	13
参考⑦ 条例 概要と調べ方	14
監修・参考文献等	15

1. 環境管理等のご担当者の方へ

「排水管理PDCAガイドライン」のなかで、「排水に関する法規等の取りまとめ」の実施を推奨しています。(点線以下)
本コンテンツでは、①一覧表の最新化、②一覧表の作成、③適用法令・条例の調べ方をご紹介します。
実務や引継ぎなどにご利用ください。

Plan ③ 排水に関する法規等の取りまとめ

- ！ 排出基準超過や測定データ改ざんでは、法人だけでなく**環境管理担当者等の個人も**法令違反を問われ、
略式命令による罰金を科された例があります。※1
法令順守の重要性をしっかりと理解し、違反を防止しましょう。

実施事項	備考
<input type="checkbox"/> 排水に関わる法令及びその他の環境関連の要求などについて、一覧表にまとめる。	法令等は最新の情報を確認します。 詳細は、関連コンテンツ「 排水に関わる法律・条例 」を参照。
<input type="checkbox"/> 情報最新化のため、一覧表を定期的に確認・更新する手順についても付記するなど、ルール化する。 法改正等に備えるほか、自社への設備新設・更新時の適用法令もチェックできるようにする。	法改正や新設法の情報源としては、環境省HPや自治体HPなどがあります。

2. 一覧表について

目的

[目次に戻る](#)

一覧表は、以下のような目的のために作成します。

- 貴社に適用される法令や義務事項を理解し、順守のために必要な取り組みを検討・策定できるようにする
- 日常の排水管理において、法令順守ができているか否かを速やかに確認できるようにする

内容

一覧表には、貴社が「**法令順守するために必要なレベルの情報**」の記載が必要です。

適用法令の数や義務事項の複雑さなどにより、必要なレベルが異なるため、自社内で運用しやすい一覧表を作成しましょう。

<記載内容の例>

- 法律等の名称
- 義務事項(測定項目、測定頻度、基準値、記録の保管方法など、記載するレベルを工夫)
- 該当設備・物質等
- 担当部署 など

3. 一覧表の最新化

[目次に戻る](#)



貴社では、すでに適用法令等を取りまとめた一覧表を作成されているかもしれません。
一覧表がある場合は、記載情報が最新であるかを確認し、問題があれば運用を改善しましょう。

Step ① 一覧表の最終更新日以降を対象期間とし、以下の項目を確認してみましょう(Yes⇒チェック)

<最新化について>

- 適用される法律や条例の、義務事項(規制項目や排出基準値など)は最新ですか？
- 適用される法律や条例に該当する施設等が、敷地内に新設されていませんか？(例:水濁法の特定施設)
 - 新設されている場合、必要な届出はされていますか？
- 適用される法律や条例に該当する物質の取り扱いが増えていませんか？(例:水濁法の有害物質、指定物質)
 - 増えている場合、必要な届出はされていますか？
- 担当部署、責任者等の記載内容は最新ですか？

<運用ルール・内容について>

- 一覧表の更新に関するルールはありますか？
- 法改正情報を収集するタイミングや担当者について、ルールはありますか？
- 法令順守ができているか(規制項目の測定、記録、保管等が適切か 等)は確認できますか？

Step ② チェックが入らなかった項目は対応し、ルールを一覧表に記載するなど改善しましょう

4-1. 一覧表の作成

適用法令等を取りまとめた一覧表がない場合は、以下の要領で作成しましょう。

[目次に戻る](#)

Step ① 自社に適用される法律・条例を確認する

<排水に関わる主な法律>

- 水質汚濁防止法
- 公害防止管理者法(公害防止組織法)
- 湖沼水質保全特別措置法
- 瀬戸内海環境保全特別措置法
- 下水道法
- 浄化槽法
- 河川法 など

<各法律に付随する条例など>

- 都道府県や市町村の、「生活環境保全条例」や「公害防止条例」、「上乘せ排水基準条例」など(名称はさまざま)
- 自治体等との環境保全協定や公害防止協定 など

Step ② 法律・条例の義務事項を確認する

- 届出(施設や管理体制、責任者など)
- 許可(設置許可など)
- 規制項目・排出基準
- 測定(測定方法、頻度など)
- 記録(測定結果の記録など)
- 報告(行政等への報告など)
- 保管(保管期限など)
- 資格(必要な有資格者など) など

Step ③ 各義務事項に対応する部署を確認する

Step ④ 情報最新化のための確認・更新ルールを策定する

Step ⑤ Step ①～④の内容を記載した一覧表を作成する

次ページに作成例を
掲載しています

4-2. 一覧表の作成例

排水に関わる法律及びその他の環境関連の要求一覧表

栗田金属加工株式会社 ○○工場 ※架空の会社です

改訂番号	作成	審査	承認
11	鈴木 2021/10/1	佐藤 2021/10/4	山田 2021/10/5

区分	法令名称	義務事項	対象施設等	測定等				担当部署 (測定等実務)	管理部署 (届出・記録保管)
				監視項目	基準 最大(日間平均)	頻度	記録 保管		
水質	公害防止 管理者法	選任と届出 ①公害防止統括者 ②公害防止管理者	①公害防止統括者(工場長1名) ②水質関係2種公害防止管理者 (代理者含め2名)	変更・選任後、30日以内 に届出	-	-	-	①山田太郎 ②鈴木次郎、佐藤花子(代理者)	事業管理部 業務課
	水質汚濁 防止法	特定施設の届出	酸又はアルカリ表面処理施設	設備変更等の際の届出 (60日前等)	-	-	-	事業管理部 業務課	事業管理部 業務課
		排水基準順守・ 測定・記録	測定場所:放流層(出口) ※①有害物質は本法の基準値を適用 ②pH等は、○○県生活環境保全条 例の上乗せ基準値を適用	カドミウム[mg/L] トリクロロエチレン [mg/L] ...	0.03 0.1 ...	1回/年 以上	3年間	製造管理部 設備管理課	製造管理部 設備管理課
		事故時の措置	有害物質や油を含む汚水の流出	①事故時の県への通報 ②手順書による予防	健康・環境被 害が発生	-	-	製造管理部 設備管理課	事業管理部 業務課
	○○県 生活環境 保全条例	排水基準順守・ 測定・記録 ※水質汚濁防止法 の上乗せ基準値 が適用	測定場所:放流層(出口)	pH BOD[mg/L] SS[mg/L] n-Hex(鉱油)[mg/L] ...	5.8~8.6 90(70) 60(50) 5 ...	1回/年 以上	3年間	製造管理部 設備管理課	製造管理部 設備管理課
浄化槽法	・設置の届出と 使用開始後の水質 検査(済) ・法定点検 ・清掃	敷地内浄化槽	法廷点検項目 ・外観 ・水質 ・書類	指定検査 機関による 検査	1回/年	3年間	事業管理部 業務課	事業管理部 業務課	

法律の概要

[目次に戻る](#)

- 目的 : 公共用水域および地下水の水質汚濁を防止すること
- 主な義務事項 : 届出、排水基準順守・測定(一律基準+条例等による総量規制・上乘せ基準・横出し基準等)、構造基準順守・点検、事故時の措置 など

用語の定義

- [特定施設](#) [有害物質](#) [指定物質](#) 油(原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油)

出典: 環境省ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/>)各ページより。リンク先詳細は巻末に記載。

簡易適用チェック

「①+②のいずれか」にチェックが入る場合、水質汚濁防止法もしくは規制の一部が適用されます。
すべての適用条件を網羅しているものではないため、法令原文を確認し、適用をチェックしてください。

① 排水先

- 河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域に排水している

② 施設等の条件

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 特定施設がある | <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設がある ※下水道排水でも適用 |
| <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵特定施設がある | <input type="checkbox"/> 指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設がある |
| <input type="checkbox"/> 貯油施設あるいは油水分離施設がある | |

法律の概要

※ 正式名称：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

目的：特定工場の公害防止組織を整備することにより、組織的に公害防止に取り組むこと

主な義務事項：公害防止管理者等の選任※1・届出など

用語の定義

特定施設 汚水等排出施設 有害物質

出典：環境省ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/>)各ページより。リンク先詳細は巻末に記載。

簡易適用チェック

※ 排水のみでなく、ばい煙や粉じん、騒音などが発生する特定工場にも適用されます

「①のいずれか+②+③のいずれか」にチェックが入る場合は特定工場に該当し、公害防止管理者法が適用されます。

すべての適用条件を網羅しているものではないため、法令原文を確認し、適用をチェックしてください。

① 特定工場となる業種 製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業

② 特定工場となる条件

水質汚濁防止法の特定施設のうち、汚水等排出施設が設置されており、③のいずれかに該当する工場

③ 特定工場となる条件

水質関係有害物質発生施設を設置している

上記に該当しないが、1日当たりの排水量が1,000m³以上である

※1 工場の規模や1日当たりの排水量により、選任する必要のある人員(役職や国家資格の要・不要等)が変わります。

詳細は、一般社団法人産業環境管理協会ウェブページを参照：<https://www.jemai.or.jp/polconman/> (2021/9/21に利用)

法律の概要

[目次に戻る](#)

- 目的 : 環境基準の確保が緊要な湖沼について、水質保全を推進するための計画策定と、水質汚濁の原因となる施設に必要な規制等の特別な措置を講じること(水質汚濁防止法の特別法)
- 主な義務事項 : 届出、排水基準順守・測定(COD、りん、窒素)

用語の定義

- 指定湖沼 : 霞ヶ浦、八郎潟、印旛沼、手賀沼、琵琶湖、児島湖、釜房ダム、諏訪湖、中海、宍道湖、野尻湖

簡易適用チェック

以下の全ての項目にチェックが入る場合、湖沼水質保全特別措置法が適用されます。

すべての適用条件を網羅しているものではないため、法令原文を確認し、適用をチェックしてください。

- 水質汚濁防止法に定められた特定施設がある
- 湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼地域内である
- 1日当たりの最大排水量が50m³以上である

※ 以上のほかに、120以上299以下の病床数の病院に設置されるちゅう房施設などが「みなし指定地域特定施設」として水質汚濁防止法の適用を受けることがある

法律の概要

[目次に戻る](#)

- 目的 : 瀬戸内海の環境を保全すること(水質汚濁防止法の特別法)
主な義務事項 : 許可、排水基準順守・測定(COD、りん、窒素)

用語の定義

- [適用区域](#) : 瀬戸内海環境保全特別措置法 第二条を参照

出典:e-Govポータル <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC1000000110> (2021/9/21に利用)

簡易適用チェック

以下の全ての項目にチェックが入る場合、瀬戸内海環境保全特別措置法が適用されます。

すべての適用条件を網羅しているものではないため、法令原文を確認し、適用をチェックしてください。

施設等の条件

- 水質汚濁防止法に定められた特定施設がある
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の適用区域である
- 1日当たりの最大排水量が50m³以上である

◇ Topics : 水質汚濁防止法との違い
瀬戸内法の特設施設設置許可及び特設施設の構造等の変更の許可を得るための手続きが異なります。
・ 環境に及ぼす影響に関する事前評価書の添付が必要
・ 許可に数ヶ月以上の期間を要し、許可が下りるまでは工事不可(水濁法は、原則として着工の60日前に届出)

法律の概要

[目次に戻る](#)

- 目的 : 都市の健全な発達および公衆衛生の向上と、公共用水域の水質を保全すること
主な義務事項 : 届出、下水排除基準の順守・測定、条例により除害施設の設置など

用語の定義

- 特定施設 … [水質汚濁防止法](#)又は[ダイオキシン類対策特別措置法](#)に規定する対象施設
出典: 環境省ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/>)各ページより。リンク先詳細は巻末に記載。

簡易適用チェック

下水道に排水している場合、下水道法が適用されます。

また、以下のいずれかにチェックが入る場合、さまざまな規制が適用されるので注意が必要です。

すべての適用条件を網羅しているものではないため、法令原文を確認し、適用をチェックしてください。

- 特定施設がある ※ 届出+下水排除基準等の順守
- 日最大50m³以上の量の下水を排水 ※ あらかじめ下水量等を届出
- 下水道施設に悪影響を及ぼす排水を下水道に継続して排出する ※ 条例により除害施設の設置義務の可能性

法律の概要

[目次に戻る](#)

- 目的 : 浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度の整備等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること
- 主な義務事項 : 届出、保守点検、清掃、指定機関による検査、技術管理者の選任(501人槽以上の場合) など

簡易適用チェック

浄化槽を有している場合、浄化槽法が適用されます。

◇ Topics : 第11条 検査の未実施に対する行政指導強化

浄化槽法では、指定検査機関による年一回の検査を受ける義務があります。

しかし受検率がきわめて低く、これを是正するため、令和二年四月に施行された改正法で、都道府県知事に浄化槽台帳の作成が義務付けられました。

どの浄化槽が検査未実施であるのかを、行政が容易に把握できるようになったため、浄化槽を設置している事業者は対応の徹底が必要です。

条例の概要

都道府県や市町村といった地方自治体が、独自に定める法令で、さまざまな名称のものがある。
前述の、水質汚濁防止法、下水道法、浄化槽法それぞれに関連条例がある。

とくに水質汚濁防止法は、47都道府県すべてにおいて、何らかの上乗せ排水基準が設けられている。

上乗せ … 国の法律よりも厳しい規制を課すこと

横出し … 法律で規制されていない項目を規制すること

※定義は厳密ではなく、「横出し」を含めて「上乗せ」と呼ぶなど、人により認識はさまざまです。

調べ方

- ① 所在する都道府県と市町村それぞれについて、「生活環境保全条例や公害防止条例」、「上乗せ排水基準条例」などと調べると、排水関連の条例が見つかると思われます。
水質汚濁防止法の関連条例は、「水質汚濁防止法第3条第3項に基く排水基準に関する条例」などの名称で記載されています。(いずれも名称はさまざま)
- ② 義務事項を漏れなくチェックするため、下位法令「規則」も合わせて確認しましょう。

<監修>

安達 宏之（有限会社 洛思社 代表取締役・環境管理部門チーフディレクター）

<参考文献等>

- ・ 環境省「エコアクション21ガイドライン 2017年版」
- ・ 経済産業省「効果的な公害防止への取り組み事例集」
- ・ 安達 宏之「図解でわかる環境法・条例 -基本のキ- 改訂版」（第一法規）
- ・ 安達 宏之「企業担当者のための 環境条例の基礎 調べ方のコツと規制のポイント」（第一法規）
- ・ 安達 宏之「企業と環境法 対応方法と課題」（法律情報出版）
- ・ ISO環境法研究会 編「ISO環境法 クイックガイド2021」（第一法規）

<用語の定義におけるリンク先詳細>

水質汚濁防止法

- ・ 特定施設 : 環境省ウェブページ (<http://www.env.go.jp/hourei/05/000128.html>) 2021/9/21利用
- ・ 有害物質 : 環境省ウェブページ (http://www.env.go.jp/water/law/qa_hs.html) 2021/9/21利用
- ・ 指定物質 : 環境省ウェブページ (http://www.env.go.jp/water/law/qa_hs.html) 2021/9/21利用

公害防止管理者法

- ・ 汚水等排出施設 : 環境省ウェブページ (<https://www.env.go.jp/hourei/17/000014.html>) 2021/9/21利用

ダイオキシン類特別措置法

- ・ 特定施設 : 環境省ウェブページ (<http://www.env.go.jp/hourei/04/000058.html>) 2021/9/21利用

[目次に戻る](#)

